

2020年度政府予算案の閣議決定に対する委員長談話

2019年12月27日

関西私大教連執行委員長 松下尚史

安倍内閣は、2019年12月20日に閣議決定した2020年度政府予算案において、私立大学等経常費補助予算のうち、経済的に修学困難な学生に対して各大学が実施している入学料・授業料減免等の支援事業への補助を打ち切った。現行の補助制度は、各私立大学・短期大学が経済的に修学困難な状況にある学生に対して入学料・授業料減免や金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施した場合、当該事業に係る経費の2分の1以内を補助するものになっている。この補助事業は、学費負担が非常に重い私立大学において、経済的に困難な状況に陥った際にも学生が修学を継続できる役割を果たしてきたが、政府は、この補助事業を2020年度から打ち切ろうとしている。

各私立大学が一切の補助なしに授業料減免事業を継続しなければ、現在授業料減免措置を受けている9.6万人の在学生のうち、かなりの在学生在が修学の継続を断念せざるを得ないような状況に追いつめられることが懸念される。他方、国立大学においては、現在授業料減免を受けている学部在学生对して支援措置を継続するとしている。国の高等教育政策において、私立大学生と国立大学生との間で差別的処遇を施すことは極めて理不尽であり、私立大学生の学ぶ権利を侵害し、高等教育を受ける機会を奪うものである。また、教育を受ける権利を定めた憲法26条のみならず、法の下での平等を定めた憲法14条に大きく抵触する可能性がある。

関西私大教連は、政府に対して、私立大学の授業料減免事業に対する予算措置の復活・継続を強く求めていく。